



令和 9 年度 現況届 兼 施設利用申込書

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

保護者氏名

案内冊子の内容および裏面の同意事項について確認し、同意の上、次のとおり申し込みます。

1 申請 子 ど も	氏 名	性別	生年月日		住 所 / 連絡先			
	ふりがな	男 女	令和 年 月 日	住 所	連絡先 父 - - 母 - -			
	R9.4.1時点の年齢(歳)							
健康状況								
②心身障がい ☐ 無 ☐ 有（身障 / 療育 / 特児） ☐ 通所受給証明			②発達支援保育の利用 ☐ 無 ☐ 有					
2 世 帯 員 及 び 同 居 者 の 状 況 （ 申 請 子 ど も 以 外 ）	氏 名	続柄	生年月日	居住 状況	勤務先又は 学校名	保育を必要とする事由		
		父	S・H 年 月 日	同・別		☐ 就労 ☐ 疾・障 ☐ 介・看 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 災害復旧 ☐ 育児休業等 ☐ その他()		
		母	S・H 年 月 日	同・別		☐ 就労 ☐ 妊・出 ☐ 疾・障 ☐ 介・看 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 災害復旧 ☐ 育児休業等 ☐ その他()		
			T・S H・R 年 月 日	同・別		世帯状況(案内冊子参照) ※該当する場合、追加書類の提出をお願いします。		
			T・S H・R 年 月 日	同・別		☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親世帯 ☐ ひとり親に準ずる世帯 ☐ 里親世帯等		
			T・S H・R 年 月 日	同・別		☐ 保護者の一方が市外在住の場合 (在住地：本島・本島外)		
			T・S H・R 年 月 日	同・別		☐ 在宅障がい者(児)のいる世帯 (該当者の氏名：) (☐ 身障手帳 級、 ☐ 療育手帳 級) (☐ 精神手帳 級、 ☐ 特児手当 級)		
			T・S H・R 年 月 日	同・別				
3 利 用 希 望	現在利用している 施設名・区分	施設名： ☐ 1号利用 (認定こども園の教育時間利用)						
	継続 / 転園	☐ 継続利用を希望する ☐ 転園を希望する ※下記①②以外は転園希望先の選択は1施設のみ ☐ 同施設の2号利用を希望する 転園を希望する施設名 ()						
		①新5歳児に進級する児童 及び ②地域型保育施設の卒園児	第1希望		第2希望		第3希望	
			第4希望		第5希望		☐ きょうだい児同時申込有	

※「2.世帯員及び同居者の状況(申請子ども以外)」は、保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください

※新5歳児に進級する子どもは、「継続」「転園」どちらでも希望施設を最大5施設まで選択することが可能です。

・「継続」を希望する場合、必ず第1希望に「現在利用している施設」を記入してください。

・「転園」を希望する場合、その希望施設に「現在利用している施設」が含まれていない場合、在園児保障は適用されませんのでご注意ください。

※地域型保育施設の卒園児は、「継続 / 転園」欄の記載は不要で、希望施設を最大5施設まで選択することが可能です。

※現在利用している施設の継続利用を希望しない場合は、新規申込み児童として取り扱うため、現況届ではなく新規申込みを行ってください。

◀ 市記入欄 ▶

受付印	チェック①	担当者メモ欄		基本	調整	合計	保育必要量
	／	☐ 書類不備 ☐ 課税情報なし ☐ きょうだい児確認	父		在児 +		☐ 標 準 ☐ 短時間
	チェック②	母					
	／	優先順位	☐ 保育士 ☐ 生保 ☐ ひ親 ☐ 在障 ☐ 里親 ☐ 未就学(名) ☐ 就学(名) ☐ 復帰 ☐ 妊出(月～ 月)				

4 個人番号（マイナンバー）記入欄

「本人・父・母」は必ず全員記入して下さい。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

令和 8 年1月1日の居住市町村（ ） 、 令和 9 年1月1日の居住市町村（ ）									
氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）							
	本人								
	父								
	母								

※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合、令和8年度又は令和9年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

5 世帯状況等申立書（任意）

.....

.....

.....

.....

同意事項

1 個人情報利用目的

豊見城市長（以下、「市長」という。）は、申請子ども、保護者又は扶養義務者、同居者の個人情報を申請子どもに係る支給認定交付、利用調整事務、保育料等の決定・徴収事務のために利用する。ただし、同居者の個人情報において、利用調整事務で確認するために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 個人情報収集方法

- (1) 子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の雇い主等への聴取、資料提供依頼
- (4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な情報の提供依頼

3 個人番号（マイナンバー）について

- (1) 提供された個人番号（マイナンバー）について、教育・保育給付認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料等の決定・徴収事務等に利用することがあります。
- (2) 個人番号（マイナンバー）の提供がない場合、地方公共団体情報システム機構又は住民基本台帳より番号確認を行います。
- また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

4 個人情報 の 第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合における、教育・保育施設へ次の個人情報を提供するとき。
- ① 氏名、生年月日、連絡先等の施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
- ② 保育料等に関すること
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- (3) 子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

5 その他

申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、教育・保育給付認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。